

令和5年度第1回浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 令和5年8月1日（火） 午前11時00分～午前11時50分
2. 開催場所 浦安市文化会館大会議室
3. 出席者

1) 委員

櫻井委員（会長）、砂上委員（副会長）、佐藤委員、梅本委員、小笠原委員、鈴木委員、吉沢委員、白井委員、大島委員、大塚委員、大森委員、笠原委員、竹内委員、藤田委員、堀金委員

2) 事務局

【健康こども部】	内田部長、吉泉次長
【健康こども部こども課】	鈴木課長、熊川係長、水島、木戸口、藤平
【健康こども部東野（高洲）児童センター】	斎藤所長
【健康こども部保育幼稚園課】	永田課長
【健康こども部青少年課】	飯塚課長
【健康こども部母子保健課】	宇田川課長
【健康こども部こども家庭支援センター】	伊藤所長

4. 議事

- 1) 浦安市子ども・子育て会議について 資料1、資料2-1、2-2
- 2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画について 資料3
- 3) その他 資料4

5. 会議経過

- 1) 浦安市子ども・子育て会議について、浦安市子ども・子育て支援総合計画について、事務局から資料1、2-1、2-2、3に基づく説明後、各委員からの意見・質問は次のとおり

委員：資料3第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画中間見直しの44ページ、「こども向けの相談の体制づくりや子育て家庭に対する新たな給付支援など時機を逸することができない取組」と記載ありますが、その中の「子育て家庭」の文言を、「子育て世帯」に変えることは可能でしょうか。家族形態が変化する中で、「世帯」という表現の方が、広くそのような現状を表すことができるのではないかと考えます。

事務局：ご意見いただいた点につきましては、既に策定済みの内容となります。次回以降の会議にて次期計画の内容及び表現についてご審議いただきたいと思いますので、本日の意見につきましては参考とさせていただきます。

会長：ありがとうございます。他にございますか。

委員：今回どのようなことをやっているのか、どのようなことを話し合っているのか、簡単に小学生の子ども達にも分かるように説明するにはどのように伝えたらよいかご意見いただければと思います。

事務局：先般、こども基本法も施行されている中で、施策などが子どもにもわかるように反映することは、「こどもまんなか社会」という考え方にもつながってくるかと思いますが、この会議内容につきましても、委員のご推察のとおり、言葉にするのが難しいところではございますが、今後、子どもへの説明については別途審議させていただきたく思っております。

現状で申し上げますと、「すべての子育て世帯のためにどのようなことができるか考える」、子どもという表現にどこまでが入るかという問題はございますが、言葉にするとそのような形になるかと思えます。

副会長：少し補足を致しますと、小学生の方にも分かっていただくには、例えば「1つは浦安市に住む子どもたちが安心して健やかに育つために、また、子育てに関わる大人も安心して子育てができるように知恵を出し合って話し合っているところだよ」と伝えていただくと良いかと思えます。

委員：取り組みを拝見させていただく中で、私自身子どものころに利用させていただいていた施設や取組が多くありました。子どもへの説明としては、浦安で健やかに安全に育つためというのと、子ども達に浦安が好きと思ってもらえるように意見を出し合っているとお伝えいただいてもいいのかなと思えます。

会長：ありがとうございます。最近、経験の格差という言葉が使われることも多いのですが、大人になってから思い出せる経験というのは、それが良いものかどうかに関わらずとても大事で、今後一層大切になってくると思えます。

浦安にはそういった経験をできる機会がありますから、みんなが住み慣れた街に住み続けられる基盤を作るという会議であると思えます。

子どもの意見は鋭いので、また何かございましたら、是非この場でご意見いただければと思います。他に何かございますか。

委員：関連事業を見させていただいて、ここでの「子ども」というのは赤ちゃんから中学生くらいまでとお見受けしたのですが、「子ども」の範囲はどこまでなのでしょう。子どもが小さいときに受けられるサービスというのは充実していると思うのですが、子どもが大きくなったとき、高校生や大学生になり学費がかかってくるというときに、それがハードルとなって産めないということがあるので、そういったところのサポートも必要だと感じましたので、ご意見させていただきました。

事務局：本計画は、子ども・子育て支援法に基づくものだと申し上げましたが、子どもの範囲は、各事業が根拠とする法律によって対象となる「子ども」を規定しており、法律で定められた範囲の中で対象を判断しているのご理解いただければと思います。

会長：たくさん事業がありますので、皆さんが見たときにこんなことまでやっているのと思うところもあるかと思いますが。国が今秋に定めるこども大綱でも言及されるのではないかと思います。実施している事業や内容をどのように認知させるのか、今後皆様にご意見をいただければと思います。
他にご意見ございますでしょうか。なければ議事3に進みたいと思います。

2) その他について、事務局から資料4に基づく説明後、各委員からの意見・質問は次のとおり

会長：ありがとうございました。スケジュールが秋くらいから立て込んでくるかと思いますが、皆様よろしく願います。最後に学識者の先生から何かございますでしょうか。

委員：少し話が戻ってしまうのですが、先ほど「子ども」の概念というところで少しか補足をさせていただきます。色々な施策の基盤となる児童福祉法という法律がありますが、その中では、「児童」というのは18歳未満のすべての者と定めています。確かに施策ごとに対象となる「子ども」の範囲というのは変わってくるのですが、基本的な考え方はこの法律に基づくものです。新しく制定されたこども基本法では、年齢の要件は定めていません。子どもの発達にかなり個人差があることと、子どもと大人の境目が曖昧になってきているというもあり、また支援が必要な年代もさまざまであるという考えから、広い視点で考えなければいけないということで、このような定義になっているものと理解しております。

会長：ご説明ありがとうございました。では、これで終わりたいと思います。委員の皆様これからどうぞよろしくお願い致します。

以上